

るに当たっては、必要に応じて地元関係者に説明を行うなど納得協力を得るものとする。

(3) 作業順序

作業の順序は別紙1のとおりとする。

なお、作業の実施に当たっては、以下の点に留意されたい。

ア 基本方針及び作業スケジュール（案）について

各地方環境事務所長、釧路、長野及び那覇自然環境事務所長並びに高松事務所長（以下「所長」という。）は、公園計画等の見直しを行う対象、見直しの考え方等を明らかにした点検等の基本方針及び作業スケジュール（案）を作成し、国立公園課に提出するとともに、その指示に従うこととする。その際、公園区域及び公園計画の変更に係る試案を添付することが望ましい。

イ 意見聴取について

所長は、関係都道府県及び市町村等（以下「関係機関等」という。）に対し、当該作業の趣旨及び検討範囲について説明し、十分な理解を得るよう努めるとともに、基本方針及び作業スケジュールに従い、当該スケジュールにおいて指定した期間において意見の聴取等を行うこと。意見聴取後は、速やかに文書をもって国立公園課に報告することとする。なお、意見聴取は、必要に応じて国の関係行政機関や、説明会の開催等を通じて地域住民に対しても行うことができる。

この段階で向こう5年間を見通したうえで、公園区域及び公園計画に変更すべき箇所がないと判断された場合には、関係都道府県及び市町村（国の関係行政機関に対して意見聴取を行った場合には同期間も含む。）に文書を持って照会し、その回答を国立公園課に報告をしたうえで、国立公園課長からの点検等の終了の通知をもって点検作業を終了することとする。

ウ 素案について

所長は、基本方針及び作業スケジュールに対する関係都道府県及び市町村の意見を聴取した後、国立公園課と調整の上、速やかに素案を作成し、国立公園課に提出するとともに、関係都道府県及び市町村へは意見照会を、国の関係行政機関とは調整を図ることとする。

また、公園計画等の見直しの案件毎に、その見直し理由等の詳細を記載した資料を作成し、素案とともに提出することとする。

なお、この際、土地利用基本計画の変更に係る都道府県の関係部局との調整を開始することとする。

エ 事務所案について

所長は、素案に対する関係都道府県及び市町村の同意の意思が確認されるとともに、国の関係行政機関との調整の結果、口頭了解が得られ次第、国立公園課と調整の上、事務所案を作成し、国立公園課あてに提出することとする。

なお、事務所案の作成に当たっては、素案段階より関係機関等との調整により変更が生じた部分について、その理由及び今後の点検等に当たっての取扱方針について国立公園課に報告を行うこととする。

オ 環境省原案に対するパブリックコメントの募集及び意見の取りまとめは国立公園課において行うものとする。この間に国の関係行政機関及び関係都道府県に対する協議及び公文照会（以下「協議等」という。）の準備作業を進め、パブリックコメント終了後は、速やかに意見を集約・反映し、協議等を実施することとする。

また、協議等に対する国の関係行政機関及び関係都道府県からの回答文書については、速やかにその写しを国立公園課に提出することとする。

カ 必要な図書等

作業途上における各段階の案については、計画書等要領の様式1、様式2及び様式3のうち、必要なものを作成し、添付すること。

5 関係行政機関との調整について

(1) 公園計画等の見直しに当たっては、区域変更図、保護規制計画変更図、施設計画変更図等の図面によりあらかじめ関係市町村及び都道府県庁内の次に掲げる関係部局と十分調整を図るものとする。

ア 林務（私有林に係る場合）

イ 農務（農地に係る場合）

ウ 水産（陸水域、海域、漁港に係る場合）

エ 土木（道路、河川、海岸、港湾、都市計画に係る場合）

オ 土地対策（区域の指定、変更、解除に係る場合）

(2) 関係省庁と協議を必要とする場合については、別紙2のとおり実施することとなるので、事前に関係行政機関と十分調整を図るものとする。